

30生衛第1111号
平成30年8月13日

公益社団法人福岡県ビルメンテナンス協会 会長
一般社団法人西日本飲料水管理協会 会長
一般社団法人全国管洗净協会九州支部 支部長
一般社団法人福岡県ペストコントロール協会 会長

} 殿

福岡県保健医療介護部生活衛生課長

(営業指導係)



レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針
の一部改正について（通知）

のことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長から別添（写）のとおり
通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴協会員へ周知いただくようお願いいたします。



薬生衛発0803第1号
平成30年8月3日

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
(公印省略)

レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針
の一部改正について

レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年厚生労働省告示第264号。以下「指針」という。）は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号）に基づき、レジオネラ症の感染源となる設備において講すべき衛生上の措置を示し、レジオネラ症を予防することを目的として定められた指針である。

今般、高齢者施設において、加湿器内の汚染水のエアロゾル（目に見えない細かな水滴）を吸入したこと等が原因とされるレジオネラ症の感染事例が報告されたことを踏まえ、加湿器の衛生上の措置について明記するため、別添のとおり、指針の改正がなされたところである。

については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）に規定される特定建築物及び特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し又は利用するもの（以下「特定建築物等」という。）の所有者、占有者その他の者で特定建築物等の維持管理について権限を有するもの等の関係者に対して指導を行うにあたっては、下記の点に御留意をお願いする。

記

- 1 建築物の空気調和設備に組み込まれている加湿器（加湿装置）について
指針「第五 加湿器における衛生上の措置」の「三 維持管理上の措置」のうち、建築物の空気調和設備に組み込まれている加湿器（加湿装置）に関する措置は、建築物衛生法に規定される建築物環境衛生管理基準に定められた空気環境の調整に係る空気調和設備に関する衛生上必要な措置と同等の措置を意味すること。
- 2 家庭等で使用される卓上用又は床置き式の加湿器（家庭用加湿器）について
建築物衛生法においては、特定建築物等に空気調和設備を設ける場合は、居室における相対湿度がおおむね40%以上70%以下とするように調節して空気を供給することを求めている。このため、特定建築物等においては、相対湿度をおおむね40%以上70%以下に調節して居室に空気を供給する性能を有する空気調和設備を建築設備として通常は設けていることから、特定建築物等の衛生環境の維持管



理にあたり家庭用加湿器を使用することは想定していない。

しかしながら、空気調和設備を設けている場合であっても旅館業の施設で宿泊者の希望に応じ客室で家庭用加湿器を使用する場合や、小規模な宿泊施設等そもそも空気調和設備を建築設備として設けていないためにやむを得ず家庭用加湿器を使用する場合など、特定建築物等において家庭用加湿器を使用する場合にあっては、指針を参考に当該機器の適切な管理を行うこと。

○厚生労働省告示第二百九十七号

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成十一年厚生省告示第百十五号）第九の二の3の規定に基づき、レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成十五年厚生労働省告示第二百六十四号）の一部を次の表のよう改定する。

平成三十一年八月三日

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（略）</p> <p>一方、レジオネラ属菌は、入浴設備、空気調和設備の冷却塔、給湯設備、加湿器等の水を使用する設備に付着する生物膜に生息する微生物の細胞内で大量に繁殖し、これらの設備から発生したエアロゾルを吸入することによって感染することが知られており、衛生上の措置を講ずることによって、これらの設備を発生源を発生源とするレジオネラ属菌による感染を防止することができる。</p>	<p>（略）</p> <p>一方、レジオネラ属菌は、入浴設備、空気調和設備の冷却塔、給湯設備等の水を使用する設備に付着する生物膜に生息する微生物の細胞内で大量に繁殖し、これらの設備から発生したエアロゾルを吸入することによって感染することが知られており、衛生上の措置を講ずることによって、これらの設備を発生源とするレジオネラ属菌による感染を防止することができる。</p>

本指針は、レジオネラ症の感染源となる設備において講すべき衛生上の措置を示し、レジオネラ症を予防することを目的とするもの

第一 レジオネラ症を予防する対策の基本的

考え方

レジオネラ症を予防する対策の基本は、レジオネラ属菌が繁殖しやすい状況をできるだけなくし、これを含むエアロゾルの飛散を抑制する措置を講ずることである。特に、多数の者が利用する公衆浴場、宿泊施設、旅客船等の施設又は高齢者、新生児及び免疫機能の低下を来す疾患にかかるつている者が多い医療施設、社会福祉施設等においては、入浴設備、空気調和設備の冷却塔、給湯設備、加湿器等における衛生上の措置を徹底して講ずることが必要である。

第三 空気調和設備の冷却塔における衛生上の措置
一 空気調和設備の冷却塔における衛生上の措置に関する基本的考え方

冷却塔内では、冷却水が熱を放出してその一部が蒸発するため、冷却水中の炭酸カルシウムやケイ酸マグネシウム等の塩類が濃縮されたスケールと呼ばれる物質が冷却塔内の充てん剤等に析出し、微生物が付着しやすい環境を醸成する。また、冷却塔内は、日射、酸素の供給、大気への開放など微生物や藻類の繁殖に好適な環境となっているため、レジオネラ属菌が繁殖しやすい環境を提供することになる。そのため、スケール及びスライムの生成を抑制し、除去を行うことが必要である。

本指針は、レジオネラ症の感染源となる設備において講るべき衛生上の措置を示し、レジオネラ症の発生を防止することを目的とする。

第一 レジオネラ症の発生を防止する対策の

レジオネラ症の発生を防止する対策の基本は、レジオネラ菌が繁殖しやすい状況をできるだけなくし、これを含むアロゾルの飛散を抑制する措置を講することである。特に、多数の者が利用する公衆浴場、宿泊施設、旅客船客室等の施設又は高齢者、新生児及び免疫機能の低下を来す疾患にかかっている者が多い医療施設、社会福祉施設等においては、入浴設備、空気調和設備の冷却塔及び給湯設備における衛生上の措置を徹底して講ずることが重要である。

第三 空気調和設備の冷却塔における衛生上の措置

冷却塔内では、冷却水が熱を放出してその一部が蒸発するため、冷却水中の炭酸カルシウムやケイ酸マグネシウム等の塩類が蒸縮されたスケールと呼ばれる物質が冷却塔内の充てん剤等に析出し、微生物が付着しやすい環境を醸成する。また、冷却塔内は、日射、酸素の供給、大気への開放など微生物や藻類の繁殖に適な環境となっているため、レジオネラ属菌が繁殖しやすい環境を提供することになる。そのため、スケール及びスライムの生成を抑制し、除去を行うことが重要である。

三 二
維持管理上の措置 (略)
維持管理上の措置として、次に掲げる
措置を講ずるべきことが必要である。

第四

要な措置を講ずること。

給湯設備における衛生上の指図に関する基本的考え方

給湯設備においては、湯温の制御からジオネラ属菌による汚染を防止する上最も必要である。

また、湯水が貯湯槽や給湯のための管内で滞留することによってレジオネラ属菌をはじめとする微生物が繁殖しやすくなる。そのため、特に、循環式の中止式給湯設備においては、同設備に湯水が滞留することを防止するための措置を講ずることが必要である。

三
維持管理上の措置

第四

冷却塔の使用開始時及び使用期間中は一月以内ごとに一回、定期的に冷却塔及び冷却水の汚れの状況を点検し、必要に応じ、冷却塔の清掃及び換水等を実施する。とともに、一年に一回以上、清掃及び完全換水を実施すること。また、必要に応じ、殺菌剤等を冷却水中に加えて微生物や藻類の繁殖を抑制すること。

四 給湯設備における衛生上の措置
給湯設備における衛生上の措置に関する基本的考え方

卷之二

加湿器における衛生上の措置に関する考え方

加湿器を発生源とするレジオネラや、高齢者施設等における感染例が報告され、海外でも同様の事例が報告されおり、感染源として留意することが必要である。

加湿器の種類には、主に建築物の空調設備に組み込まれているもの（以降「加湿装置」という）及び家庭等で使われる卓上用又は床置き式のもの（以降「家庭用加湿器」という）がある。

<p>第七</p> <p>構造設備上の措置</p> <p>構造設備上の措置として、次に掲げる措置を講ずることが必要である。</p> <p>1 加湿装置には、加湿方式に応じた水処理装置を設置し、点検及び清掃を容易に行うことができる構造とすること。</p>	<p>二</p> <p>家庭用加湿器は、部品の分解及び清掃を容易に行うことができる構造とすること。</p>	<p>三</p> <p>維持管理上の措置</p> <p>維持管理上の措置として、次に掲げる条に規定する水質基準に適合させるため必要な措置を講ずること。</p> <p>1 加湿装置に供給する水を水道法第四条に規定する水質基準に適合させるため必要な措置を講ずること。</p> <p>2 加湿装置の使用開始時及び使用期間中は一か月に一回以上、加湿装置の汚れの状況を点検し、必要に応じ加湿装置の清掃等を実施すること。</p> <p>3 加湿装置の使用開始時及び使用終了時に、水抜き及び清掃を実施すること。</p> <p>4 家庭用加湿器のタンクの水は、毎日完全に換えるとともに、タンク内を清掃すること。</p>	<p>第六</p> <p>その他の設備の衛生上の措置</p> <p>その他の設備の衛生上の措置</p> <p>入浴設備、空気調和設備の冷却塔、給湯設備以外であつても、エアロゾルを発生させる機器及び設備について、第一の二に基づき、適切な衛生上の措置を講ずることが必要である。</p>
<p>(略)</p>			